

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響により

売上が減少した事業者への支援（5月分・6月分・7月分）

支給対象（国の月次支援金や福岡県感染拡大防止協力金等の支払対象とならない事業者）

業種を問わず支給対象となり得ます

※具体例は一例です。
詳細はホームページ等にてご確認ください。

【対象となる事業者の具体例（売上減少率が30%以上50%未満の場合）】

- ・ 日常的に訪れるお店
（アパレルショップ、小売店、美容院、理容店など）
- ・ 旅行関連の事業者
（ホテル、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど）
- ・ 医療・福祉関連の事業者
（病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など）
- ・ 食品加工・製造事業者
（惣菜製造業者、水産加工業者、酒造業者など）
- ・ 飲料や食料品の卸売業者
- ・ 農業・漁業従事者 等

※国の月次支援金の対象とならない事業者で売上減少率が50%以上の場合、市の支援金の対象となり得ます。

支給額・申請期間

支給額 法人：上限 20万円/月 個人事業者：上限 10万円/月
（フリーランスを含む）

申請期間 5月分：2021年 6月22日（火）～ 8月31日（火）

6月分：2021年 7月 1日（木）～ 9月14日（火）

7月分：2021年 8月 2日（月）～ 10月14日（木）

※法人・個人事業者につき、各月において、申請・受給は1回のみとなります。

問い合わせ先

福岡市売上が減少した事業者への支援事務局

電話番号：092-286-7137（平日のみ 午前9時～午後5時）

URL：<https://fukuoka-jigyoushashien.jp>



詳しくは「福岡市 事業者支援」で検索してください。

福岡市 事業者支援

検索